

随意契約（相手方指定）調書

件名	宮前公園第三期整備区域永久水利設備工事修正設計等業務委託	No.5100119
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年8月27日	
契約金額	4,653,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社新発設計 (法人番号：4011601002883)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	宮前公園第三期整備区域永久水利設備工事修正設計等業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社新発設計 代表者 代表取締役 高橋 圭佑 所在地 東京都練馬区貫井二丁目1番29号
特命理由	本件は、宮前公園第三期に整備する永久水利施設における、配水設備の変更に関する修正設計業務等を行うものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、令和7年度に実施した「宮前公園第三期整備区域永久水利設備工事設計業務委託」における配水設備の変更に伴う業務であるため、当該契約の受託業者が本件についても引き続き受託することにより、効率的に業務を行うことができる。 ② 上記業者は、「宮前公園第三期整備区域永久水利設備工事設計業務委託」の受託業者であり、区の指示に対し、的確に対応するとともに、要求事項に対し積極的な提案がされる等、履行状況は優良であった。 また、第四峽田小学校における永久水利施設設計業務も受託しており、豊富な履行実績を有していることから、本件についても的確かつ確実な業務の履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)